



近畿税理士会会員研修に関する運営規程第2条第3号研修です(3時間)

『地積規模の大きな宅地の評価(新通達)とその周辺論点(評価単位)の確認』

研修ポイント

平成30年1月1日から適用される新しい財産評価基本通達20-2(地積規模の大きな宅地の評価)は、一見すると適用要件及び計算方法ともに従来に比較して簡便化されたように見えます。

しかしながら、実際の相続税評価実務に当てはめてみた場合には、そのように楽観視できるものではなく、様々な論点があるようです。そして、従来の広大地の評価との比較との観点から誤解も生じやすくなっています。

そこで、今回の研修会では、下記に掲げる研修内容のとおり、この新通達の確認を行うこととします。

主な研修内容

1. 地積規模の大きな宅地の評価(新通達)の概要
2. 旧広大地評価との比較
3. 新通達適用上の留意点
4. 周辺論点(評価単位)の確認
5. 事例の検討



【日 時】 平成30年5月1日(火)
13:30~16:30

【場 所】 京都税理士会館3階 京税ホール

【講 師】 税理士 笹岡 宏保 先生

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めて
ご案内させていただきます

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員……1,500円
上記以外の先生・その職員……3,000円

※筆記具をご持参ください ※ 必要な方は研修受講カードをご持参ください

● 下記にご記入のうえFAXでお申し込みください ●

☆平成30年5月1日(火)「地積規模の大きな宅地の評価(新通達)とその周辺論点(評価単位)の確認」

所属支所/支部 支所/支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数(必ずご記入願います) 名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。
※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります。

お申し込みは事務局へ⇒ Tel(075)222-2311/Fax(075)222-2355